

次世代法による一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員がはたらきやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 元年10月1日から令和 4年9月30日までの3年間

2. 内 容

目標1 計画期間内、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

- ・計画期間内に1人以上取得すること。
- ・取得率を80%以上とすること。

<対策>

- ・令和元年12月 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
- ・令和2年1月～ 育児休業中の社員に対し職場復帰のための面談を復帰前に行い業務内容や業務体制の見直しを含め円滑な職場復帰ができるようにする

目標2 令和2年4月までに、子どもの出生時に父親が有給を取得できる制度を導入する。

<対策>

- ・令和2年1月 労働者の具体的ニーズの調査、制度の詳細に関する検討開始
- ・令和2年4月～ 社内説明会により制度の周知・啓発の実施